白川町訓令甲第５６号

庁　中　一　般
各 出 先 機 関

白川町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年１０月１日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町事務決裁規程の一部を改正する訓令

白川町事務決裁規程（令和２年白川町訓令甲第２３号）の一部を次のように改正する。
別表第２を次のように改める。
別表第２（第６条関係）　【別記１　参照】

附　則
この訓令は、令和８年１０月１日から施行する。

【別記１】
改　正　後

区分	町長決裁事項	副町長専決事項	課長専決事項
総務課	４　町が行う告示、公告等に関すること。ただし、この表の町民課及び保健福祉課の項の課長専決事項の欄に定める公示送達を除く。		
町民課	９　町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の賦課決定に関すること。		１９　町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の徴収事務に関すること。
			２０　町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料に係る書類の公示送達で、定例的で軽易なものに関すること。（ただし、総務課へ合議するものと

			する。）
	１０　町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納処分のうち、差押、執行停止、公売及び換価に関する事項で特に重要なものに関すること。		２１　町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に関すること。
		４　町の税制で重要なものに関すること。	２２　固定資産の評価に関すること。
			２３　公図の保管及び整備に関すること。
			２４　納税証明、評価証明等の税証明に関すること。
			２５　確定申告等の納税相談に関すること。
保健福祉課	６　介護保険料の賦課決定に関すること。		２４　介護保険料の徴収事務に関すること。
			２５　介護保険料に係る書類の公示送達で、定例的で軽易なものに関すること。（ただし、総務課へ合議するものとする。）
	７　介護保険料の滞納処分のうち、差押、執行停止、公売及び換価に関する事項で特に重要なものに関すること。		２６　介護保険料の滞納整理に関すること。

改　正　前

区分	町長決裁事項	副町長専決事項	課長専決事項
総務課	４　町が行う告示、公告等に関すること。		
町民課	９　町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の賦課決定に関		１９　町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の徴収事務に関する

	すること。		こと。
	１０　町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納処分のうち、差押、執行停止、公売及び換価に関する事項で特に重要なものに関すること。		２０　町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に関すること。
		４　町の税制で重要なものに関すること。	２１　固定資産の評価に関すること。
			２２　公図の保管及び整備に関すること。
			２３　納税証明、評価証明等の税証明に関すること。
			２４　確定申告等の納税相談に関すること。
保健福祉課	６　介護保険料の賦課決定に関すること。		２４　介護保険料の徴収事務に関すること。
	７　介護保険料の滞納処分のうち、差押、執行停止、公売及び換価に関する事項で特に重要なものに関すること。		２５　介護保険料の滞納整理に関すること。